

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月2日
【会社名】	帝国繊維株式会社
【英訳名】	TEIKOKU SEN-I Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長執行役員 白岩 強
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
【電話番号】	03(3281)3022(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 岡村 建
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
【電話番号】	03(3281)3022(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 岡村 建
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年3月28日開催の当社第99期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円（普通配当金50円）

配当総額 1,329,614,550円

剰余金の配当が効力を生じる日 2025年3月31日

第2号議案 定款の一部変更の件

定款第2条の事業目的に、古物営業法に基づく古物商を追加する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、白岩強、榎谷徹、岡村建、中尾徹、高木裕康、深澤正宏および成田信子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として木下裕弘を選任する。

< 株主提案（第5号議案から第7号議案まで） >

第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

現行の株式報酬信託制度に代えて譲渡制限付株式報酬信託制度を導入し、社外取締役を含む取締役に
対し年額600百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）、付与株式数の上限240,000株（うち社外取
締役20,000株）の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与する。

第6号議案 自己株式取得の件

第99期定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を株式総数2,752,440株、取得価額の総額
金6,881,100,000円を限度として、金銭の交付をもって取得する。

第7号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

当社の社外取締役を過半数とするため定款第20条を変更する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第 1 号議案から第 4 号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第 1 号議案	225,116	8,879	0	（注）1	可決 96.2
第 2 号議案	233,612	383	0	（注）2	可決 99.8
第 3 号議案					
白岩 強	180,903	53,084	0	（注）3	可決 77.3
榊谷 徹	174,452	59,536	0		可決 74.5
岡村 建	232,039	1,949	0		可決 99.2
中尾 徹	232,080	1,908	0		可決 99.2
高木 裕康	232,024	1,964	0		可決 99.2
深澤 正宏	231,913	2,075	0		可決 99.1
成田 信子	233,135	853	0		可決 99.6
第 4 号議案					
木下 裕弘	201,894	32,094	0	（注）3	可決 86.3

< 株主提案（第 5 号議案から第 7 号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第 5 号議案	25,455	208,538	0	（注）1	否決 10.9
第 6 号議案	51,970	182,022	0	（注）1	否決 22.2
第 7 号議案	36,098	197,895	0	（注）2	否決 15.4

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認が出来ていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上